

# 障がいのある人のためのガイドブック



東かがわ市 福祉課福祉グループ

令和2年4月

## 目次

●障がい者制度	2
●関係機関	31
●つどいの場	34
●障がい者関係のマーク	35
●イベント	37
●障がい者等を狙った詐欺に対して	38
●障がい者用トイレ等設置状況	39
●事業所一覧	41

## 制度一覧

分類	事業名	窓口	掲載頁
手帳	<ul style="list-style-type: none"> <li>○身体障害者手帳</li> <li>○療育手帳</li> <li>○精神障害者保健福祉手帳</li> </ul> <p>手帳の交付により、税金の控除や各種福祉サービスを受けることができます。</p>	市福祉課	—
自立支援給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>○訪問系サービス 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援、同行援護</li> <li>○日中活動系サービス 短期入所、療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援</li> <li>○居住系サービス及び地域相談支援 施設入所支援、共同生活援助（グループホーム）、宿泊型自立訓練、地域移行支援、地域定着支援</li> </ul>	市福祉課	5 P
障害児通所給付	○児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援	市福祉課	9 P
相談	○障害者相談支援事業、成年後見制度利用支援事業	市福祉課	10 P
コミュニケーション支援	○手話通訳、手話奉仕員派遣、要約筆記者派遣	市福祉課	11 P
生活支援	○移動支援事業、声の広報発行事業、自動車運転免許取得助成事業、自動車改造助成事業、重度身体障害者住宅改造費助成事業、住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	市福祉課	13 P 16 P
社会生活の適応訓練	○地域活動支援センター事業、生活訓練事業、障害者通所作業所	市福祉課	14 P
家族への支援	○日中一時支援事業	市福祉課	15 P
用具	○日常生活用具給付等事業、補装具費給付	市福祉課	12 P 18 P
手当、年金	○重度障害者在宅介護福祉金事業	市福祉課	18 P
	○特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、児童障害者福祉年金、障害児就学費給付		21 P
	○障害基礎年金、障害厚生年金 公的年金制度の加入期間中に被った疾病により障がい者となった場合に支給されます。	市保健課または社会保険事務所（厚生年金は社会保健事務所）	—
	○特別障害給付金 国民年金に任意加入していなかったことにより、障害	市保健課	—

	基礎年金等の受給権を有していない障がい者に対して、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として、特別障害給付金制度が平成17年4月1日より創設されました。		
医療	○自立支援医療費(更生医療、精神通院医療、育成医療)	市福祉課	19P
	○重度心身障害者等医療費 対象は、身体障害者手帳(1級～4級)、療育手帳所持者。令和2年8月診療分からは県内すべての医療機関と調剤薬局、訪問看護で、健康保険証と受給者証を提示すれば、窓口での保険診療にかかる自己負担が無料になります。(後期高齢者医療保険加入者は除く)	市保健課	—
扶養共済	○心身障害者扶養共済 障がい者の保護者が加入者となって掛金を納入することにより加入者が死亡または重度の障害を有することとなったとき、障がい者に終身にわたり年金が支給される任意加入の共済制度。	市福祉課	—
交通	○地域福祉バス	市福祉課	23P
	○JR、電車、バス、航空、旅客船、タクシー料金の割引	各交通機関 窓口	24P
	○有料道路の割引	市福祉課	26P
	○駐車禁止規制の適用除外 身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている歩行が困難な者が利用する車両で駐車禁止除外標章の交付を受けている場合は駐車が認められます。	東かがわ 警察署	—
税金	○自動車税、自動車取得税、事業税の減免	県税事務所	27P
	○軽自動車税、住民税の減免	市税務課	28P
	○所得税、相続税の減免	税務署	28P
貸付	○生活福祉資金の貸付 低所得者世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対して、経済的自立や社会参加の促進による生活の安定を目的として、低利による資金の貸付を行います。	社会福祉 協議会	—
その他	○NHK受信料免除	市福祉課	30P
	○点字郵便等の郵便料減免	郵便局	
	○携帯電話料金の減免	携帯電話会社 各社	
	○高齢者等入浴福祉事業 高齢者(70歳以上)や障がい者の入浴料金を割引します。 ベッセルおおちの湯 500円(一般大人650円)	市福祉課	—

	翼山温泉                    300 円（一般大人 500 円） 白鳥温泉                    200 円（一般大人 400 円）		
	<b>○特別支援教育就学奨励費</b> 特別支援学級に在籍する児童生徒ごとに、要保護及準要保護児童生徒援助費補助金及び特殊教育就学奨励費補助金交付要綱に基づき、学校給食費や通学交通費等の文部科学省の通知に基づく額等を支給します。	市学校教育課	—
	<b>○市障がい者スポーツ大会</b> 障がいのある人がスポーツを通じて、体力の向上を図り、交流や余暇の機会を得るため、障がい者スポーツ大会を開催します。	市福祉課	37P
	<b>○発達支援事業</b>	市福祉課	—

## 障害者総合支援法に基づく介護給付・訓練等給付サービス

- ①訪問系サービス(5P～) ※在宅で介護を受けたり、通所などで利用するサービス
- ②日中活動系サービス(6P～) ※入所施設等で昼間の活動を支援するサービス
- ③居住系サービス(8P) ※入所施設等で住まいの場を提供するサービス

利用料 原則1割(各種要件により軽減措置があります)

事業所 41P以降に掲載しています。

必要なもの 申請書等

申請から利用までの流れ(新規申請の場合)

- ①申請(利用者が行います)
  - ②訪問調査(市が行います)
  - ③相談支援事業所の決定、契約(利用者が行います)
  - ④コンピュータ判定(市が行います)
  - ⑤医師意見書提出(利用者が主治医等で受診)
  - ⑥審査会での判定、障害支援区分の認定(市が行います)
  - ⑦サービス等利用計画案の作成(相談支援事業所が行います)
  - ⑧支給決定(市が行います)
  - ⑨担当者会議での確認・調整(相談支援事業所を中心に関係者で行います)
  - ⑩事業所との契約(利用者と事業所が行います)
- ※④から⑥の必要がないサービスがあります。

### ①訪問系サービス(在宅で介護を受けたり、通所などで利用するサービスです。)

#### ①-1 居宅介護

**内容** 居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事等生活全般にわたる援助を行います。

**対象者** 障害支援区分が区分1以上の人(障がい児にあってはこれに相当する心身の状態)

#### ①-2 重度訪問介護

**内容** 重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障がい者に、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事等生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

**対象者** 障害支援区分が区分4以上でかつ一定の要件を満たす人

#### ①-3 同行援護

**内容** 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者に、外出時において同行し、必要な情報の提供や移動の援護、必要な援助を行います。

**対象者** 視覚障がい者で一定の要件を満たす人

#### ①-4 行動援護

**内 容** 知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護等、必要な援助を行います。

**対象者** 障害支援区分が区分3以上で一定の要件を満たす人（障がい児にあってはこれに相当する心身の状態）

#### ①-5 重度障害者等包括支援

**内 容** 常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する人に、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等を包括的に提供します。

**対象者** 障害支援区分が区分6以上で一定の要件を満たす人（障がい児にあっては区分6に相当する心身の状態）

### ②日中活動系サービス（入所施設等で昼間の活動を支援するサービスです。）

#### ②-1 短期入所

**内 容** 居宅においてその介護を行う人の疾病その他の理由により、障がい者支援施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等に、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を行います。

**対象者** 障害支援区分が区分1以上の人（障がい児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障がい児）

#### ②-2 療養介護

**内 容** 病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話等常時介護を要する人に、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。

**対象者** 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者で、障害支援区分など一定の要件を満たす人

#### ②-3 生活介護

**内 容** 障がい者支援施設等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供を要し常時介護を要する人に、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会の提供を行います。

**対象者** 地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な人で、障害支援区分など一定の要件を満たす人

#### ②-4 自立訓練（機能訓練）

**内容** 身体に障がいをもつる人に、障がい者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、または当該障がい者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法等の支援を行います。

**対象者** 身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者（障害支援区分は不要）

#### ②-5 自立訓練（生活訓練）

**内容** 知的障がいまたは精神障がいをもつる人に、障がい者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、または当該障がい者の居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等の支援を行います。

**対象者** 生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者（障害支援区分は不要）

#### ②-6 就労移行支援

**内容** 就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人に、生産活動、職場体験の提供、必要な訓練、求職活動に関する支援等を行います。

**対象者** 就労を希望する人で、単独で就労することが困難であるため、支援が必要な65歳未満の人（障害支援区分は不要）

#### ②-7 就労継続支援A型

**内容** 雇用されることが困難な障がい者のうち適切な支援により雇用契約に基づき就労する人に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

**対象者** 企業等に就労することが困難な人であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の人（障害支援区分は不要）

#### ②-8 就労継続支援B型

**内容** 雇用されることが困難な障がい者のうち通常の事業所に雇用されていた障がい者で引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

**対象者** 就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人（障害支援区分は不要）



### ③居住系サービス及び地域相談支援（入所施設等で住まいの場を提供するサービス等です。）

#### ③-1 施設入所支援

**内 容** 施設に入所する障がい者に、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護等、必要な日常生活上の支援を行います。

**対象者** 生活介護を受けている人であって障害支援区分が区分4（50歳以上の人にあつては区分3）以上の人

#### ③-2 共同生活援助（グループホーム）

**内 容** 地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者に、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。

**対象者** 障害支援区分が区分1以下に該当する知的障がい者及び精神障がい者または一定の要件を満たす身体障がい者

#### ③-3 宿泊型自立訓練

**内 容** 知的障がいまたは精神障がいを有する障がい者が居室その他の設備を利用しながら、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

**対象者** 地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者

#### ③-4 地域移行支援

**内 容** 障害者支援施設等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。

**対象者** 障害者支援施設等に入所または精神科病院に入院している精神障がい者

#### ③-5 地域定着支援

**内 容** 居宅において単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

**対象者** 単身生活で緊急時の支援が見込めない状況にある障がい者。または、家族と同居していても、家族が障害、疾病等のため、障がい者に対し緊急時の支援が見込めない状況にある障がい者

## 児童福祉法に基づく障害児支援サービス

- ①児童発達支援 ②医療型児童発達支援
- ③放課後等デイサービス ④保育所等訪問支援

利用料 原則1割（各種要件により軽減措置があります）

事業所 41P以降に掲載しています。

必要なもの 申請書等

申請から利用までの流れ（新規申請の場合）

- ①申請（利用者の家族等が行います）
- ②調査（市が行います）
- ③相談支援事業所の決定、契約（利用者が行います）
- ④サービス等利用計画案の作成（相談支援事業所が行います）
- ⑤支給決定（市が行います）
- ⑥担当者会議での確認・調整（相談支援事業所を中心に関係者で行います）
- ⑦事業所との契約（利用者と事業所が行います）

### ①児童発達支援

**内容** 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

**対象者** 療育の観点から必要と認められる未就学の障がい児

### ②医療型児童発達支援

**内容** 児童発達支援及び治療を行います。

**対象者** 肢体に不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児

### ③放課後等デイサービス

**内容** 生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

**対象者** 学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後または休業日に支援が必要と認められる障がい児

### ④保育所等訪問支援

**内容** 障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援やその他必要な支援を行います。

**対象者** 保育所等に通う障がい児で、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児

## 障害者相談支援事業

**内 容** 障がい者等の介護を行う人等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行います。

### 事業所

障害種別	事業所名	所在地	電話番号
身体	障害者生活支援センターましみず	さぬき市寒川町石田東761番地9	0879-43-1104
知的	相談支援センター白鳥	東かがわ市松原1400番地1	0879-25-1188
精神	相談支援事業所オリーブ	小豆郡小豆島町池田2519番地7	0879-75-2310
	地域活動支援センタークリマ	高松市牟礼町原883番地16	087-845-0335
	地域生活支援センターほっと	高松市川島東町1914番地1	087-840-3770
	ライブサポートセンター	高松市岡本町字上新開60番地1	087-815-7877
	中讃地域生活支援センター	坂出市加茂町700番地13	0877-56-3200
	相談支援事業所わかたけ	坂出市西庄町766-2	0877-59-0582
	地域生活支援センターありあけ	観音寺市柞田町甲1340番地4	0875-57-5501

※令和2年4月時点の委託先です。

### 福祉課での出張相談

**【障害者生活支援センターましみずの相談員】** 毎週火曜日の午前10時から正午

**【相談支援センター白鳥の相談員】** 毎週金曜日の午前10時から正午

- ※ 祝祭日は除きます。
- ※ 日によっては、訪問業務等により不在となる場合がありますので、ご注意ください。
- ※ 事前にご予約いただいたら、上記以外の曜日でも可能ですので福祉課までお問い合わせください。
- ※ 市役所での出張相談日以外でも、各事業所において相談を受けています。
- ※ 相談支援センター白鳥では、発達障害に関する相談もできます。

**【精神関係相談支援事業所の相談員】** 第2・第4水曜日 午後1時から4時

- ※ 前日までの予約制
- ※ 祝祭日は除きます。
- ※ 日によっては、訪問業務等により不在となる場合がありますので、ご注意ください。
- ※ 相談員は福祉課内で待機しますが、相談は別室で行います。
- ※ 担当する事業所は、クリマ、ライブサポートセンター、わかたけ です。

## 成年後見制度利用支援事業

**内 容** 成年後見制度の利用を支援し、障がい者の権利擁護を図ります。

具体的には、成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部または一部を助成します(ただし、本人に費用を負担

するだけの収入があると認められる場合には、家庭裁判所の命令により本人負担となります。

**対象者** 成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者または精神障がい者で、4親等内の親族がいない人(4親等内に親族がいる場合でも申立て方法の支援を行います)

**必要なもの**

- ・ 申立書、申立書付票
- ・ 申立手数料 (1件につき 800 円の収入印紙)
- ・ 登記印紙 (4,000 円)
- ・ 郵便切手
- ・ 申立人の戸籍謄本
- ・ 本人の戸籍謄本、成年後見に関する登記事項証明書 (登記されていないことの証明書)
- ・ 成年後見候補者の戸籍謄本、住民票謄本、身分証明書、成年後見に関する登記事項証明書
- ・ 診断書
- ・ 財産目録、通帳のコピー (表紙、最近 3 カ月程度の記帳内容の部分)
- ・ 本人、候補者に関する照会書
- ・ 鑑定料 (ほとんどの場合 10 万円以下) (円滑な手続きを進めるうえで場合により申立て時に予納)

**申請から利用までの流れ**

- ① 申立ての相談 (利用者が行います)
- ② 面接、親族等調査 (市が行います)
- ③ 申立て (市が行います)
- ④ 調査、鑑定、審問、審判 (家庭裁判所が行います)

※申立て相談～親族等調査 約 2～3 カ月、申立て～審判までの期間 約 3～4 カ月

**問合せ先**

その他成年後見制度についての問い合わせはこちら

かがわ後見ネットワーク (香川県社会福祉協議会権利擁護・成年後見支援センター)

Tel087-861-8883

**手話通訳設置事業**

**内 容** 手話通訳を行う人を毎週火曜日に保健福祉事務所に設置します。

**対象者** 聴覚言語障がい者

**利用料** 無料

**手話通訳奉仕員派遣事業**

**内 容** 手話奉仕員を派遣します。

**対象者** 聴覚・音声機能・言語機能障がい者で官公署、医療機関その他日常生活を営むうえで、手続きが必要な人

**利用料** 無料

**必要なもの** 申請書

**申請から利用までの流れ**

- ①申請（利用者が行います）
- ②奉仕員派遣元と調整のうえ、利用決定（市が行います）
- ③利用

### 要約筆記奉仕員派遣事業

**内 容** 要約筆記奉仕員を派遣します。

**対象者** 聴覚・音声機能・言語機能障がい者で官公署、医療機関その他日常生活を営むうえで、手続きが必要な人

**利用料** 無料

**必要なもの** 申請書

**申請から利用までの流れ**

- ①申請（利用者が行います）
- ②ろうあ協会と調整のうえ、利用決定（市が行います）
- ③利用

### 日常生活用具給付等事業

**内 容** 自立生活支援用具等の日常生活用具給付を給付します。

<主な用具の分類>

介護・訓練支援用具・・・特殊寝台、特殊マット、特殊尿器等

自立生活支援用具・・・入浴補助用具、便器、火災警報機等

在宅療養等支援用具・・・吸入器、電気式たん吸引器等

情報・意思疎通支援用具・・・点字器、点字タイプライター等

排泄管理支援用具・・・ストマ用装具、紙おむつ等

住宅改修費・・・居宅生活動作補助用具

**対象者** 重度障がい者等（難病患者を含む）で等級等により制限があります

**利用料** 基準額の1割（市民税非課税世帯・生活保護世帯無料）

**必要なもの** 申請書、見積書、カタログ等

**申請から利用までの流れ**

- ①申請（利用者が行います）
- ②面接等調査の上、利用決定、給付券の交付（市が行います）  
※ストマ用具、紙おむつの場合は2月で1枚、最大で4月分を一括で交付できます。
- ③用具の発注、給付券を添えて自己負担額を業者に支払（利用者が行います）
- ④業者からの請求により自己負担額を除いた額を市が支払（市が行います）

**備考**

- ・用具の種目ごとに耐用年数があります。

**地域生活支援事業**

- ①移動支援事業(13P)  
②～④地域活動支援センター事業(14P～)  
⑤生活訓練事業(16P) ⑥日中一時支援事業(16P)

申請から利用までの流れ

- ①申請（利用者が行います）
  - ②訪問調査（市が行います）
  - ③利用決定（市が行います）
  - ④事業所との契約（利用者と事業所が行います）
- ※②、④の必要がないサービスがあります。

**①移動支援事業**

**内容** 社会参加または余暇活動のための外出等を行う場合に、原則、月に20時間を上限に外出支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。

**対象者** サービスが必要な障がい者等

**利用料** 1割（市民税非課税世帯・生活保護世帯無料）

事業の費用は30分あたり1,500円、1時間3,000円、以降30分ごとに1,000円

**事業所** 令和2年度委託先事業所

事業所名	郵便番号 住所	TEL	FAX
元気クラブ	769-2705 東かがわ市白鳥 1681 番地 5	0879-25-0202	0879-25-0202
訪問介護支援所 さくら	769-2516 東かがわ市土居 126 番地	0879-49-0797	0879-49-0798
東明訪問介護センター	761-0905 さぬき市大川町南川 343 番地 2	0879-43-2618	0879-43-6696
株式会社 歩夢	761-0612 木田郡三木町大字氷上 3761 番地 1	087-891-9233	087-898-1159
株式会社 サミーズ	769-2702 東かがわ市松原 1011 番地 2	0879-25-3271	0879-25-3278
明日に架ける橋	761-2103 綾歌郡綾川町陶 5779 番地 1	087-876-6025	087-876-6026
かがやきケアサービス	769-2102 さぬき市鴨庄 4610 番地 37 ハウスサンバレー B棟 202	087-814-6077	087-814-6078

こうみょうえ ヘルパーステーション	761-0313 高松市下田井町 25 番地 2	087-847-3301	087-847-3301
ピース	542-0072 大阪市中央区高津 1-3-8-305	06-6777-1694	06-6777-1694

**必要なもの** 申請書、誓約書

**申請から利用までの流れ**

- ①申請（利用者が行います）
- ②面接等調査の上、利用決定（市が行います）
- ③事業所との契約（利用者と事業所が行います）

## ②地域活動支援センター事業Ⅰ型

**内 容** 創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図るとともに、専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。

**対象者** サービスが必要な障がい者（主に精神障がい者）

**利用料** 無料

**事業所**

事業所名	郵便番号 住所	T E L	F A X
地域活動支援センター クリマ	761-0123 高松市牟礼町原 883 番地 16	087-845-0335	087-870-1090
障害者地域生活支援センター ほっと	761-0443 高松市川島東町 1914 番地 1	087-840-3770	087-840-3769
ライブサポートセンター	761-8047 高松市岡本町 60 番地 1	087-815-7877	087-815-7505
中讃地域生活支援センター	762-0023 坂出市加茂町 700 番地 13	0877-56-3200	0877-56-3211
相談支援事業所 わかたけ	762-0025 坂出市川津町 1826 番地 19	0877-59-0582	0877-59-0581

**必要なもの** なし

**申請から利用までの流れ**

- ①利用者が事業所に直接申込（利用者と事業所が行います）

## ③地域活動支援センター事業Ⅱ型

**内 容** 地域において雇用、就労が困難な在宅障がい者等に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施します。

**対象者** サービスが必要な障がい者

**利用料** 無料

**事業所**

事業所名	郵便番号 住所	TEL	FAX
地域活動支援センター 真清水	769-2321 さぬき市寒川町石田東甲 761 番地 9	0879-43-1101	0879-43-1277

※令和2年4月時点の委託先です。

**必要なもの** 申請書、誓約書

**申請から利用までの流れ**

- ①申請（利用者が行います）
- ②面接等調査の上、利用決定（市が行います）
- ③事業所との契約（利用者と事業所が行います）

**④地域活動支援センター事業Ⅲ型**

**内容** 地域において雇用及び就労が困難な障がい者に対し、通所により生活訓練、作業訓練等を実施します。

**対象者** サービスが必要な障がい者

**利用料** 無料

**事業所**

事業所名	郵便番号 住所	TEL	FAX
やすらぎの里	769-2302 さぬき市長尾西 1703 番地	0879-52-2502	

※令和2年4月時点の委託先です。

**必要なもの** 申請書、誓約書

**申請から利用までの流れ**

- ①申請（利用者が行います）
- ②面接等調査の上、利用決定（市が行います）
- ③事業所との契約（利用者と事業所が行います）

**⑤生活訓練事業**

**内容** 日常生活上必要な訓練及び指導（歩行訓練、機能訓練、調理実習、ストレッチ体操、音楽教室、歯みがき教室等）を行います。

**対象者** たけのこ教室加入者

**⑥日中一時支援事業**

**内容** 障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とします。

**対象者** サービスが必要な障がい者

**利用料** 1割（市民税非課税世帯・生活保護世帯無料）

事業の費用は、基本施設の場合、4時間未満2,000円、4時間以上4,000円、重



心医療施設の場合、4時間未満4,000円、4時間以上8,000円

**事業所**

事業所名	郵便番号 住所	TEL	FAX
白鳥園	769-2705 東かがわ市白鳥 961 番地	0879-25-1188	0879-25-1189
かすがの里	761-0101 高松市春日町 1291 番地 1	087-841-9595	087-841-9995
かぎぐるま	761-0823 木田郡三木町井戸 1289 番地 1	087-814-6530	087-814-6529
ホイッスル	761-0130 高松市庵治町 6391 番地 77	087-871-2415	087-871-2415
スペースキッズ	761-8055 高松市紙町新開 50 番地 3	087-867-0332	087-867-0332
支援センター ドリーム	761-0122 高松市牟礼町大町 2544 番地 1	087-818-7700	087-818-7701

※令和2年4月時点の委託先です。

**必要なもの** 申請書、誓約書

**申請から利用までの流れ**

- ①申請（利用者が行います）
- ②面接等調査の上、利用決定（市が行います）
- ③事業所との契約（利用者と事業所が行います）

**声の広報発行事業**

**内容** 毎月広報の内容を収録したテープを送付し、市政に関する情報を提供します。

**対象者** 文字による情報入手が困難な障がい者等

**利用料** 無料

**申請から利用までの流れ**

- ①申請（利用者が行います）

**自動車改造助成事業**

**内容** 自動車の改造に要する経費の一部を助成することにより、重度身体障がい者の社会復帰の促進を図ります。

**対象者** 以下の要件を満たす人

- ・上肢、下肢または体幹機能障がい1級、2級の人
- ・自動車を自ら所有し、運転する人
- ・前年の所得金額が、当該月の特別障害者手当の所得制限額を超えない人

**補助額** 100,000円を上限

**必要なもの** 申請書、免許証の写し、見積書、所得課税証明書または承諾書

#### 申請から利用までの流れ

- ①申請（利用者が行います）
- ②面接等調査の上、利用決定、給付券の交付（市が行います）
- ③改造の実施、給付券を添えて自己負担額を業者に支払（利用者が行います）
- ④改造の検査（市が行います）
- ④業者からの請求により自己負担額を除いた額を市が支払（市が行います）

### **重度身体障害者住宅改造費助成事業**

**内 容** 重度身体障がい者の風呂、トイレ等の住宅改造にかかる費用を助成することにより、生活の質の向上を図り、在宅の生活の継続を支援するとともに、家族等介護者の精神的、肉体的負担の軽減を図ります。

**対象者** 65歳未満の視覚障がい者または肢体不自由者で障害程度が1級または、2級の身体障害者手帳を所持している人で、その人の属する世帯が所得税非課税世帯であること

**補助額** 対象となる工事費（上限100万円）の3分の2。ただし、日常生活用具給付の住宅改修の対象となる場合は、工事費から20万円を差し引いた金額（上限80万円）の3分の2

**必要なもの** 申請書、事業計画書、見積書、図面、施行前写真、所得課税証明書または承諾書

#### 申請から利用までの流れ

- ①申請（利用者が行います）※工事着手前に申請する必要があります。
- ②調査の上、補助決定（市が行います）
- ③改造の実施、実績報告書、請求書、図面、施行後写真、領収書の市への提出（利用者が行います）
- ④補助額を市が利用者に支払（市が行います）

### **障害者住宅入居等支援事業(居住サポート事業)**

**内 容** 賃貸住宅への入居を希望しているにもかかわらず、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、住宅の賃貸人等への相談または助言を通じて障がい者の地域生活を支援する。

**対象者** 利用の必要が認められ、支援があれば自立した日常生活ができる障がい者

**利用料** 無料。ただし、保証会社への保証料金は必要

**必要なもの** 申請書、賃貸借契約書等

#### 申請から利用までの流れ

- ①相談支援員等からの相談（相談支援員等が行います）
- ②申請（利用者が行います）
- ③面接等調査のうえ、利用決定（市が行います）

- ④相談支援事業所からの報告書・請求書の提出（相談支援員等が行います）
- ⑤相談支援事業所への委託料支払い（市が行います）

### **重度障害者在宅介護福祉金事業**

**内 容** 常時介護を必要とする重度の障がい者等を家庭において介護している人に、介護福祉金を交付することにより、家族介護の慰労と在宅福祉の向上を図ります。

**対象者** 以下の要件を満たす人

- ・在宅の身体障害者手帳または療育手帳を受けている障がい者と同居し、1年間介護している家族
- ・障害支援区分が5以上
- ・介護保険制度、障害者自立支援制度による居宅介護サービスを受けていないこと
- ・市民税非課税世帯

**補助額** 年額6万円（2人以上の障害者を介護している場合は、年額9万円）

**必要なもの** 申請書、所得課税証明書または承諾書

**申請から利用までの流れ**

- ①申請（利用者が行います）
- ②調査の上、補助決定（市が行います）
- ③補助額を市が利用者に支払（市が行います）

### **補装具費給付**

**内 容** 補装具（障がい者等の身体機能を補完し、または代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるもの等）の購入・修理が必要と認められるときは、購入または修理費用について、補装具費を支給します。（義肢、装具、安全つえ、義眼、補聴器、車いす等）

**対象者** 制度を利用する障がい者

**利用料** 原則1割（市民税非課税世帯・生活保護世帯無料。所得により上限設定あり）

**必要なもの** 申請書、身体障害者手帳、見積書

**申請から利用までの流れ**

- ①申請（利用者が行います）
- ②(判定が必要な場合は判定のうえ)支給決定、支給券、委任状の交付(市が行います)
- ③装具の発注、支給券、委任状を添えて自己負担額を業者に支払（利用者が行います）
- ④業者からの請求により自己負担額を除いた額を市が支払（市が行います）

**備 考**

- ・介護保険制度で受給が可能な場合は、本制度の対象にはなりません。

### **自立支援医療費(更生医療)**

**内 容** 特定の心臓手術や人工透析などにおいて、身体の機能障害を軽減または改善する医療制度です。

**対象者** 制度を利用する身体障がい者

**利用料** 原則1割となりますが、本人の属する世帯（本人と同じ医療保険に加入する者）の所得や本人の収入に応じて毎月の限度額が決まります。また、一定所得以上の場合は、対象外となる場合があります。

**必要なもの** 申請書、保険証の写し、世帯情報調査承諾書（国保、後期高齢加入世帯のみ）、医学的判定書、月別所要見込額内訳表、特定疾病療養表受療証の写し

#### **申請から利用までの流れ**

- ①申請（利用者が行います）
- ②（判定が必要な場合は判定のうえ）支給決定、受給者証、上限額管理票（市が行います）
- ③指定医療機関で受診、自己負担額の支払（利用者が行います）
- ④自己負担額を除いた額を市が支払（市が行います）

### **自立支援医療費(育成医療)**

**内 容** 身体障害を除去、軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できる障がい者に対して必要な自立支援医療費の支給を行うものです。

**対象者** 制度を利用する障がい児

**利用料** 原則1割となりますが、本人の属する世帯（本人と同じ医療保険に加入する者）の所得や本人の収入に応じて毎月の限度額が決まります。また、一定所得以上の場合は、対象外となる場合があります。

**必要なもの** 申請書、保険証の写し、世帯情報調査承諾書（国保加入世帯のみ）、医師意見書、特定疾病療養表受療証の写し

#### **申請から利用までの流れ**

- ①申請（利用者が行います）
- ②（判定が必要な場合は判定のうえ）支給決定、受給者証、上限額管理票（市が行います）
- ③指定医療機関で受診、自己負担額の支払（利用者が行います）
- ④自己負担額を除いた額を市が支払（市が行います）

### **自立支援医療費(精神通院医療)**

**内 容** 通院による精神医療を続ける必要がある人の通院医療費の自己負担額を軽減する制度です。

**対象者** 精神疾患の通院治療を受けている人

**利用料** 原則1割となりますが、本人の属する世帯（本人と同じ医療保険に加入す

る人)の所得や本人の収入に応じて毎月の限度額が決まります。また、一定所得以上の場合は、対象外となる場合があります。

**必要なもの** 申請書、診断書、保険証の写し、世帯情報調査承諾書(国保、後期高齢加入世帯のみ)

**申請から利用までの流れ**

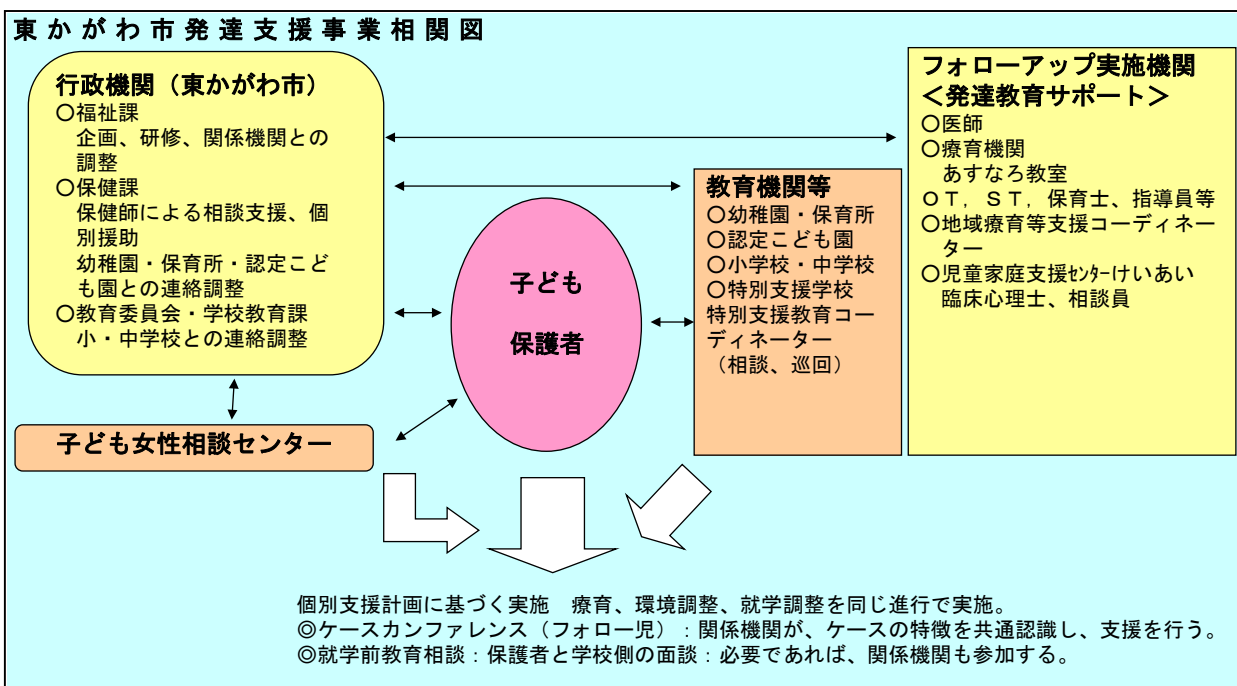
- ①申請(利用者が行います)
- ②(判定が必要な場合は判定のうえ)支給決定、受給者証、上限額管理票(市が行います)
- ③指定医療機関で受診、自己負担額の支払(利用者が行います)
- ④自己負担額を除いた額を市が支払(市が行います)

**発達支援事業(5歳児健診)**

**内容** フォローが必要な児童を早期に発見し、学校教育等における支援を行い、自立及び社会参加の促進を図る。

**対象者** 5歳児

**<実施フロー>**



## 特別障害者手当

**内 容** 日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の重度障がい者に対し、手当を支給します。

**対象者**

- ・日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の重度障がい者
- ・身体障害者手帳の障害級別のおおむね1級または2級程度の異なる障がい重複している人、またはこれらの障がいと日常生活での動作及び、行動が困難であり常時の介護を必要とする精神の障がい（最重度の知的障がい）が重複している人

### <支給制限>

- ・受給資格者またはその配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が一定額以上あるとき
- ・身体障害者療護施設等の施設に入所している人、または病院、診療所に3か月を超えて入院している人

**支給額** 月額27,350円で、毎年2月、5月、8月、11月の年4回に分けて支給

**必要なもの** 特別障害者手当認定請求書、戸籍謄本、住民票謄本、診断書、所得状況届等

### 申請から利用までの流れ

- ①請求（利用者が行います）
- ②医師による判定の上、認定（市が行います）

## 障害児福祉手当

**内 容** 日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の重度障がい児に対し、手当を支給します。

**対象者**

- ・日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の重度障がい児
- ・身体障害者手帳の障害等級のおおむね1級または2級程度の身体及び精神の機能障がいのある人

### <支給制限>

- ・受給資格者またはその配偶者もしくは扶養義務者の前年の所得が一定額以上あるとき
- ・肢体不自由児施設等の施設に入所しているとき
- ・障害を支給事由とする年金給付を受けているとき

**支給額** 月額14,880円で、毎年2月、5月、8月、11月の年4回に分けて支給

**必要なもの** 障害児福祉手当認定請求書、戸籍謄本、住民票謄本、診断書、所得状況届等

### 申請から利用までの流れ

- ①請求（利用者が行います）

②医師による判定の上、認定（市が行います）

### **特別児童扶養手当**

**内 容** 20歳未満で、政令に規定する障がいの状態にある児童を監護している父母（主として児童の生計を維持するいずれか一人）等に対し、手当を支給します。

**対象者** ・20歳未満で、政令に規定する障がいの状態にある児童を監護している父母（主として児童の生計を維持するいずれか一人）または父母にかわって児童を養育（児童と同居し、監護し、生計を維持）する人

#### **<支給制限>**

- ・手当を請求する人の前年の所得が一定金額以上あるとき、または手当を請求する人と同居している配偶者及び扶養義務者の前年の所得が一定金額以上あるとき
- ・父、母、養育者または対象児童が日本国内に住所を有しないとき
- ・対象児童が児童福祉施設（母子生活支援施設、保育所、通園施設を除く）に入所しているとき
- ・対象児童が障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき

**支給額** 1級 月額 52,500 円、2級 月額 34,970 円で毎年4月、8月、11月の年3回に分けて支給

**必要なもの** 認定請求書、請求者と対象児童の戸籍謄（抄）本、住民票謄本、診断書（指定様式）、手帳の写し【身体障害者手帳概ね1～3級及び療育手帳〇A、Aの人は手帳の写しで診断書の省略可】

#### **申請から利用までの流れ**

- ①申請（利用者が行います）
- ②県が決定（県が行います）

### **児童障害者福祉年金**

**内 容** 20歳未満の1級から4級までのいずれかに該当する身体障害者手帳または療育手帳を持った障がい児に、福祉年金を支給します。

**対象者** 東かがわ市に引き続き1年以上住所を有する人で、障がい児を現に監護する保護者

**支給額** 1級または〇A 年額 60,000 円、2級またはA 年額 54,000 円、3、4級または〇B、B 年額 48,000 円で年度末に支給

**必要なもの** 申請書（毎年3月1日を基準日として申請書が必要。）

#### **申請から利用までの流れ**

- ①申請（利用者が行います）
- ②市が決定（市が行います）

## 障害児就学費給付

**内 容** 養護学校等へ通学する児童、生徒の通学費等を助成します。

**対象者** 市内に1年以上住所を有し、国公立養護学校等に通学、通園する身体障害者手帳または療育手帳を所持している児童を監護する保護者

**支給額** スクールバス利用者 年額 30,000 円、家族送迎、定期バス利用 年額 60,000 円（上限）、訪問教育を受けている人 年額 30,000 円

**必要なもの** 申請書、学校等が発行した通学を証する書類

**申請から利用までの流れ**

- ①申請（利用者が行います）
- ②市が決定（市が行います）

**備考** 特殊教育就学奨励費等その他の制度により、通学費の補助を受けている場合にあつては、各区分の金額にかかわらず、年間 30,000 円が助成金額となります。

## 地域福祉バス

**内 容** 大川バス路線のうち五名福栄線及び引田線（引田駅～久保田間）を1人1回100円で乗車できます。ただし、100円以下の定期路線バス運賃は対象外です。乗換えがある場合にはさらに100円必要です。

**対象者** 住民基本台帳に登録されている人で以下のいずれかの人

- ・年齢 70 歳以上の人（達した日の属する月から）
- ・身体障害者手帳 1 級から 4 級（手帳の交付を受けた日から）
- ・療育手帳の交付を受けている人（手帳の交付を受けた日から）
- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人（手帳の交付を受けた日から）
- ・難病患者

**必要なもの** 申請書、写真 3cm×3cm 2.5cm

**申請から利用までの流れ**

- ①申請（利用者が行います）
- ②窓口で資格者証、バス券を交付



## 公共交通機関の運賃割引

### ＜運賃割引の際の障害の区分＞

(第1種・第2種身体障がい者、第1種・第2種知的障がい者)

#### 第1種身体障がい者

- ・ 視覚障害の1級～3級及び4級の1
- ・ 聴覚障害の2級、3級
- ・ 上肢不自由の1級、2級の1及び2級の2
- ・ 下肢不自由の1級、2級及び3級の1
- ・ 体幹不自由の1級～3級
- ・ 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害で上肢機能障害1級、2級または移動機能障害1級～3級(1上肢または1下肢のみに運動機能障害がある場合は除きます)
- ・ ぼうこうまたは直腸の機能障害の4級を除く内部障害

第2種身体障がい者 第1種身体障がい者以外の人

#### 第1種知的障がい者

- ・ 療育手帳 障害の程度 ○A・A

第2種知的障がい者 第1種知的障がい者以外の人

### ＜JR各社＞

JR窓口で手帳を提示し、乗車券を購入

区分	乗車券の種類	割引率			取扱区間
		単 独	介 護 付		
			本 人	介 護 者	
第1種	普通乗車券	5割	5割	5割	単独の場合は片道100kmを越える区間
	急行券 定期券 (12歳以上) 回数券		5割	5割	
	定期券 (12歳未満)			5割	
第2種	普通乗車券	5割			片道100kmを越える区間
	定期券 (12歳未満)			5割	

- ・ 特別急行券は割引対象外
- ・ 自動車線(バス)の定期乗車券は3割
- ・ 割引利用者が第1種の人、定期を利用する12歳未満の第2種の人の場合、割引利用者1人につき1人の介護者をつけることができる。

### <電車・バス>

電車・バス窓口で手帳を提示し、割引乗車券を購入

- ・障がい者本人が単独で乗車する場合（距離制限はない）  
普通乗車券 5割
- ・介護者とともに乗車する場合（介護者は1名まで）
  - 第1種身体障がい者及びその介護者、第1種知的障がい者及びその介護者  
普通乗車券、回数乗車券、定期券（本人が12歳未満の場合は、介護者のみ） 5割
  - 12歳未満の第2種身体障がい者の介護者、12歳未満の第2種知的障がい者の介護者  
定期券 5割（介護者のみ）  
自動車線（バス）は3割

### <航空>

航空会社窓口で手帳を提示し、航空券を購入（航空会社によって異なる）

- ・第1種身体障がい者、第1種知的障がい者  
単独搭乗の場合は本人、介護者とともに搭乗する場合は本人及びその介護者（介護者1名まで）
- ・第2種身体障がい者、第2種知的障がい者  
本人のみ

### <旅客船>

船会社により異なる

### <タクシー>

タクシー乗車時に手帳を提示

- ・身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者 1割引

## <有料道路>

有料道路利用時に手帳を提示

### 対象者の範囲

- ・身体障がい者本人運転の場合
- ・第1種身体障がい者・第1種知的障がい者が乗車し、本人以外の方が運転する場合

### 対象自動車の範囲

- ・対象となる自動車は、身体障がい者・知的障がい者本人及びその親族の方が所有する自動車。またはこれらの人が自動車を所有しない場合においては障がい者本人を日常的に介護しているものが所有する自動車
- ・車種は、乗用自動車（普通・小型・軽自動車で乗車定員10人以下）、貨物自動車（ライトバン等）、特種用途自動車（身体障がい者輸送車等）または二輪自動車
- ・対象障がい者1人につき1台のみ登録でき、登録されている自動車でのみ割引の対象となる。営業車は除く。

割引料金額 通常料金の半額

### 手続き

申請（手帳、車検証、本人が運転する場合は運転免許証、ETC利用の場合はETCカード、ETC車載器の管理番号が確認できるもの）  
窓口にて手帳へ必要事項の記載を受ける

### ETC利用

上記の手続きと合わせETC車載器及びETCカードを本割引措置適用のため、事前に登録するなどの手続が必要。ETCカードは本人名義

有効期間 最長2年2カ月（申請をした日から2回目の誕生日まで）  
更新の申請は有効期限の2カ月前からできる。

### その他

- ・登録車以外の通行は対象外。車検の代車等は割引対象外
- ・事前に登録したETCカードと車載器の組み合わせでない場合は対象外
- ・本制度は、通勤、通学、通院等の日常生活活動を対象としており、レジャー等を対象としたものでない。
- ・他の割引サービスとの重複適用はされない。最も割引率が高いものが優先される。

## 税金の減免

### <自動車税・自動車取得税>

問い合わせ先は、県税事務所

対象者		自動車の所有名義	運転者	用途
身体障がい者	18歳以上	障がい者本人	(本人運転) 障がい者本人	限定なし
	18歳未満	障がい者本人 または 同一生計の家族	(家族等運転) 同一生計の家族 または 常時介護者	次の1または2のいずれか  1 身体障がい者等の通院、通学、通所、通勤、生業または一時帰省のために、週1回(または月4回)以上かつ、3カ月以上継続して使用すること  2 身体障がい者等の日常生活(買い物、交流活動等)のために、週1回程度使用すること
精神障がい者 知的障がい者				

#### 【注意】

- ・身体障がい者の人が18歳以上であるときは、本人が運転される場合はもちろん、本人以外の人が運転する場合にも、上記のとおり自動車の所有名義を身体障がい者本人にしておかなければ、税の減免措置を受けられません。

#### 対象者

##### (1) 身体障がい者

###### ○本人が運転する場合

- ・視覚障害の1級～4級
- ・聴覚障害の2級、3級
- ・平衡機能障害の3級
- ・音声機能障害の3級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)
- ・上肢不自由の1級、2級
- ・下肢不自由の1級～6級
- ・体幹不自由の1級～3級及び5級
- ・乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害で上肢機能障害1級、2級または移動機能障害1級～6級
- ・心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸の機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓機能障害の各障害は1級～3級

###### ○生計を一にする人、または常時介護をする人が運転する場合

- ・視覚障害の1級～4級
- ・聴覚障害の2級、3級

- ・平衡機能障害の3級
- ・上肢不自由の1級、2級
- ・下肢不自由の1級～3級
- ・体幹不自由の1級～3級
- ・乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害で上肢機能障害1級、2級または移動機能障害1級～3級
- ・心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこうまたは直腸の機能、小腸機能は1級及び3級、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓機能障害の各障害は1級～3級

(2) 知的障がい者

- 知的障害者のために生計を一にする人または常時介護する人が運転する場合
  - ・療育手帳 障害の程度 ○A・A

(3) 精神障がい者

- 精神障害者のために生計を一にする人または常時介護する人が運転する場合
  - ・精神障害者保健福祉手帳 1級 及び 自立支援医療受給者証

手続き

申請（減免申請書、手帳、車検証、運転免許証、印鑑）

家族運転の場合は、さらに、用途についての福祉事務所長の証明

福祉事務所長の証明には、証明願、住民票謄本、通院等証明書、運転免許証、手帳、印鑑が必要です。

継続申請（本人運転の場合の減免申請は不要。家族等運転の場合に継続用減免申請が必要）

申請の時期

自動車税、自動車取得税ともに、新規の場合は、登録と同時に申請

減免の始期

自動車税は登録月の翌月から減免、自動車取得税は全額

**<軽自動車税>**

問い合わせ先は、市税務課諸税グループ（0879-26-1216）

対象者は、自動車税と同様

手続きは、

新規申請 納税通知書、手帳、車検証、運転免許証、印鑑

家族運転の場合は、さらに、生計同一確認願、通院証明書等

継続申請 前年度の申請内容と変更がない人は、現況届の提出が必要

変更がある人は、新規申請と同様の手続が必要

申請の時期は、納付書発送から納期限の7日前まで

**<所得税、相続税>**

問い合わせ先は、税務署（0879-52-2531）

所得税の所得控除として、障がい者控除、扶養控除の加算、相続税や贈与税の障がい者控除などの特例を受けることができます。

### <個人住民税>

問い合わせ先は、市税務課住民税グループ（0879-26-1216）

個人住民税の所得控除として、障がい者控除、扶養控除の加算、また前年中の合計所得金額が125万円以下の人については、非課税措置が受けられます。

### <事業税>

問い合わせ先は、県税事務所

重度の視力障がい者（失明または両眼の視力0.06以下の人）が行うあんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等医業に類する事業は課税対象外となる。

## 受信料・通信料の減免

### <NHK 受信料>

対象者の範囲と減免額<平成 20 年 10 月 1 日から以下のとおり改正>

全額免除対象者

- ・障がい者が世帯構成員で、かつ世帯全員が市民税非課税の場合

半額減額免除対象者

- ・視覚障がい者または聴覚障がい者が世帯主の世帯
- ・重度の障がい者が世帯主で受信契約者の場合

手続き

申請（減免申請、福祉事務所長の証明）

### <郵便料>

問い合わせ先は、郵便局

点字郵便物・点字小包

心身障がい者用冊子小包及び聴覚障がい者用小包

### <携帯電話>

問い合わせ先は、携帯電話事業者（割引内容は事業者により異なる）

## 障がい者関係機関

### 香川県障害福祉相談所

高松市田村町 1114 (かがわ総合リハビリテーションセンター内)

TEL 087-867-2696 FAX 087-867-3050

身体障がい児(者)、知的障がい児(者)の相談・判定の専門機関として位置づけられ、援護の実施機関である市町からの依頼に基づき、専門的相談・指導などを行っている。

- ・障がい者の生活・職業・医療等の相談
- ・更生医療や補装具の交付に係る医学的判定等
- ・施設の入所調整
- ・療育手帳の判定
- ・未熟児・虚弱児・小児喘息・その他の疾患を有する児童の健康管理に関する相談
- ・肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
- ・自閉症スペクトラム障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)などの相談・判定等の支援

### 香川県精神保健福祉センター

高松市松島町 1-17-28

TEL 087-804-5567 FAX 087-835-5474

精神障害や心の健康相談から精神医療に係る相談、社会復帰相談をはじめアルコール依存、薬物依存、思春期、認知症等の特定相談を含め精神保健福祉全般の問題に関し、医師、保健師、精神保健福祉相談員等が面接・電話によって相談、援助を行う。

- ・精神保健福祉全般の相談、普及啓発
- ・自立支援医療(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳の判定

### こころの電話相談(こころの電子メール相談)

高松市松島町 1-17-28 香川県精神保健福祉センター内

TEL 087-833-5560

数々の精神的不健康に陥っている人の、多様なニーズの相談を行う。

以下のアドレスでメールを送信できる。

<http://www.hw.kagawa-swc.or.jp/kokoro/email.html>

### 障害者就業・生活支援センター 共生

東かがわ市松原 1331-1

TEL 0879-24-3701

職業生活における自立を図るために、就業に伴う日常生活または社会生活上の支援が必要な障がい者に、必要な指導・助言などを行う。



### 身体障がい者相談員

身体障害者手帳や補装具の給付等をはじめとする障がい者の身近な問題についていろいろな相談に応じる。権限委譲により平成24年4月1日から市の事業である。

### 知的障がい者相談員

療育手帳の取得や日常生活用具の給付等をはじめとする障がい者の身近な問題についていろいろな相談に応じる。権限委譲により平成24年4月1日から市の事業である。

### 香川県障害者社会参加推進センター

高松市番町1-10-35 香川県社会福祉総合センター5F (財)香川県身体障害者協会内  
TEL 087-862-3540 FAX 087-837-6521

障がい者やその家族の抱える財産や相続の問題など、弁護士等による専門的な相談を実施している。

- ・ 電話、FAX、来所いずれでも結構
- ・ 事案に応じて、弁護士等と日程調整し、相談日を決定
- ・ 秘密は厳守
- ・ 相談は無料

### 香川県視覚障害者福祉センター

高松市番町1-10-35 香川県社会福祉総合センター4F  
TEL 087-812-5563 FAX 087-861-1566

福祉用具の利用相談や斡旋、各種福祉制度の案内等、視覚障害に関する様々な相談を行う。

### 点字図書館

高松市番町1-10-35 (香川県視覚障害者福祉センター内)  
TEL 087-812-5563 FAX 087-861-1566

盲人の求めに応じて点字刊行物や声の図書の閲覧、貸出を行う等、視覚障がい者に対する情報提供施設

### 香川県聴覚障害者福祉センター

高松市太田上町405-1  
TEL 087-868-9200 FAX 087-868-9201

生活上の悩みごとや仕事のこと、手話通訳を頼みたい時、聴覚障がい者のことや手話学習について等、聴覚障害に関する様々な相談を行う。

### かがわ総合リハビリテーションセンター

高松市田村町1114  
(代表) TEL 087-867-6008 FAX 087-865-3915

社会復帰のための職能訓練を中心とした各種のリハビリテーション、スポーツ、文化活動や

地域社会との交流を通じて社会参加を促進する施設

**アルプスかがわ（香川県発達障害者支援センター）**

高松市田村町 1114 （かがわ総合リハビリテーションセンター内）

TEL 087-866-6001

発達障がい児（者）やその家族等に対する相談支援、発達支援、就労支援を行う。

**香川障害者職業センター**

高松市観光通 2-5-20

TEL 087-861-6868 FAX 087-861-6880

就職を希望する障がい者、働く障がい者等に職業リハビリテーションサービスを提供し、就職のための職業評価、職業指導、職業準備支援事業、OA講習等を行う。

**（社）日本オストミー協会香川県東支部**

高松市築地町 2-5

TEL 087-851-1387 FAX 087-821-1427

ストマ用装具や社会生活に関する講習、研修等を行っている。

## 活動団体の紹介

団体名	活動内容
東かがわ市身体障がい者協会	身体障がい者の福祉向上に関する事業の企画・研究を行い、自立更生を支援します。
精神障害者家族会	精神障がい者の社会復帰に向けての生活支援体制の確立に向けた活動を行っています。
東かがわ市たけのこ教室	障がい児・者への支援や自立援助の学習、地域住民への理解と援助促進に向けた活動を行っています。
あつとほ一む	日常生活上必要な訓練及び指導（歩行訓練、機能訓練、調理実習、ストレッチ体操、音楽教室、歯みがき教室等）を行っています。
ら・ぱん	障がいのある子どもたちが生き生きと生活できる場を目指した活動を行っています。

## つどいの場

### <つどいカフェ>


問い合わせ先は、障害者就業・生活支援センター 共生（TEL24-3701）

- ・障がい者が集まって、気軽に就労や余暇のお話をします。

**障がい者関係のマーク**

	<p><b>身体障がい者標識（障がい者マーク）</b>          問い合わせ先は、各警察署</p> <p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークで、やむを得ない場合を除きマークをつけた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定で罰せられることになります。</p> <p>このマークの表示については、努力義務となっています。</p>
	<p><b>障がい者のための国際シンボルマーク</b></p> <p>障がいのある人々が利用できる建築物や施設であることを示す世界共通のマーク。障がいのある人々が住みやすいまちづくりを推進することを目的として、1969年に国際リハビリテーション協会により採択されました。</p> <p>特に車いすを利用する障がい者だけに使われるものではなく、すべての障がいのある人を対象としたものです。また、このマークを自家用車に表示していても、道路交通法上の規制を免除されるなどの効力はありません。</p> <p>&lt;関連情報&gt;          財団法人 日本障害者リハビリテーション協会  <a href="http://www.jsrpd.jp/">http://www.jsrpd.jp/</a></p>
	<p><b>オストメイトマーク</b></p> <p>人工肛門・人工膀胱を使用している人（オストメイト）のための設備があることを表し、オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。</p> <p>&lt;関連情報&gt;          社団法人 日本オストミー協会  <a href="http://www.joa-net.org/">http://www.joa-net.org/</a></p>
	<p><b>ハート・プラスマーク</b></p> <p>身体内部に障がいのある人を表しています。</p> <p>身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能)の障がいのある人は外見から分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。このため、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、といったことをじっと我慢されている人がいます。このマークを着用されている人を見かけた場合は、内部障害について理解し、配慮する必要があります。</p> <p>&lt;関連情報&gt;          内部障害者・内臓疾患者の暮らしについて考えるハートプラスの会  <a href="http://www.normanet.ne.jp/~h-plus/">http://www.normanet.ne.jp/~h-plus/</a></p>

	<p><b>聴覚障がい者のための耳マーク</b></p> <p>耳の不自由な人が、自分の耳が不自由であることを表すのに使用します。また、自治体、病院、銀行などがこのマークを掲示し、耳の不自由な人から申し出があれば必要な援助を行うという意味表示を示すのに用います。</p> <p>&lt;関連情報&gt;          社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会  <a href="http://www.zennancho.or.jp/">http://www.zennancho.or.jp/</a></p>
	<p><b>視覚障がい者のための国際シンボルマーク</b></p> <p>世界共通のマークで、このマークが付いた歩行者用信号ボタンのある横断歩道では、視覚障がい者が安全に渡れるよう、信号時間が長めに調整されていたり、音が出るようになっています。</p> <p>&lt;関連情報&gt;          社会福祉法人 日本盲人福祉委員会  <a href="http://homepage2.nifty.com/welblind/top.html">http://homepage2.nifty.com/welblind/top.html</a></p>
	<p><b>ほじょ犬マーク</b></p> <p>身体障がい者補助犬同伴の啓発のためのマーク。          身体障がい者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことを言います。          「身体障害者補助犬法」が施行され、現在では公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、レストランなどの民間施設でも補助犬が同伴できるようになりました。</p>
	<p><b>聴覚障がい者標識</b></p> <p>この標識を表示した自動車は聴覚に障がいのある人が運転しています。周囲の運転者の人は、この「聴覚障がい者標識」を表示した車に対する幅寄せなどが禁止されています。また、「聴覚障がい者標識」を表示している車の運転者は警音器の音が聞こえないことがあるため、周囲の運転者は安全に通行できるよう配慮が必要です。</p>
	<p><b>かがわ思いやり駐車場制度</b></p> <p>公共的施設（官公署やショッピングセンターなど）に設置されている障がい者等用駐車場（車いすマークがある駐車場）を適正にご利用いただくため、障がいのある人や高齢者、妊産婦など移動に配慮が必要な人に、県が「かがわ思いやり駐車場利用証」を交付することにより、利用者を明確にし、駐車場管理者等のご協力を得ながら、交付者以外の不適切な駐車を解消し、障がいのある人等に配慮した環境づくりを推進するものです。</p>

	<p><b>ヘルプマーク</b></p> <p>義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、妊娠初期の人など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない人が、周囲の人から援助や配慮を受けやすくなるよう身につけるマークとして、全国で普及が進みつつあるヘルプマークを無償配布しています。</p> <p><b>【配布窓口】</b> 福祉課、大内窓口、引田窓口、福栄出張所、五名出張所</p>
---	---

**イベント**

<b>イベント 実施予定時期</b>	<b>内容</b>
県障害者スポーツ大会 毎年 9 月頃	障がい者がスポーツを通じて機能回復や体力の維持向上、競技レベルの向上を図り、自己の障害を克服して主体性や協調性を育むとともに、自立と社会参加の促進を図ります。
市障がい者スポーツ大会 毎年 10～11 月頃	障がい者がスポーツを通じて、体力の向上を図り、交流や余暇の機会を得るため、障がい者スポーツ大会を開催します。
障がい者施設訪問 毎年 12 月頃	市内の障がい者支援施設を訪問し、利用者等を激励します。

※ 障害者週間（障害者基本法第 7 条）

国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、障害者週間を設けています。

障害者週間・・・12 月 3 日～ 9 日

## 障がい者等を狙った詐欺に対して

被害にあわないためには・・・

契約はすぐにはしない！

契約はひとりではしない！必ず誰かに相談すること！

契約をしてしまっても・・・

8日以内であれば、クーリングオフ

相談窓口

香川県消費生活センター 087-833-0999

東讃県民センター 0879-42-1200

### ◆ クーリング・オフ制度とは ◆

訪問販売等（訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、継続的役務提供契約、業務提供誘因販売）で、セールスマンのうまい話に左右されて、うっかり商品の購入契約や申込みをすることがあります。購入した物が、本当に必要か冷静に考える期間で、書面で通知すれば、無条件で契約の解除や、申込みの撤回をすることが出来ると定められているのが、クーリング・オフ制度です。

クーリング・オフの期間は、この制度についての説明が書かれている契約書などを受け取った日から数えて**8日間（マルチ商法と内職商法は20日）**です。

8日（20日）以内に契約の解除や、申込みを撤回するという書面を郵送で申し出ることが大切です。

なお、クーリング・オフ制度が利用できない場合もあります。

### ◆ アドバイス ◆

#### ○ クーリング・オフの手続き方法

クーリング・オフは必ず書面で行いましょう。はがきでできます。

クーリング・オフができる期間内に通知します。

クレジット契約をしている場合は、販売会社とクレジット会社に同時に通知します。

はがきの両面をコピーしましょう。

クーリング・オフ通知はがきの記載例

販売会社あて

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 ○○年○月○日

商品名 ○○○○○

契約金額 ○○○○○○○円

販売会社 株式会社×××× □□営業所

担当者 △△△△△△

支払った代金○○○○○円を返金し、商品を引き取ってください。

○○年○月○日

○○県○市○町○丁目○番○号

氏名 ○○○○○○

クレジット会社あて

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 ○○年○月○日

商品名 ○○○○○

契約金額 ○○○○○○○円

販売会社 株式会社×××× □□営業所

担当者 △△△△△△

クレジット会社 △△△△株式会社

○○年○月○日

○○県○市○町○丁目○番○号

氏名 ○○○○○○

買取業者あて（訪問購入の場合）

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 ○○年○月○日

商品名 ○○○○○

契約金額 ○○○○○○○円

買取会社 株式会社×××× □□営業所

担当者 △△△△△△

○○年○月○日

○○県○市○町○丁目○番○号

氏名 ○○○○○○

### 障がい者用トイレ等設置状況

	施設名称	所在地	多目的トイレ	
			有 無	設置設備
1	統合庁舎（改築部分）	湊 1847-1	有	オストメイト、おむつ替えシート、温水便座、非常ボタン
2	庁舎	湊 1847-1	有	おむつ替えシート、温水便座、非常ボタン
3	引田支所・引田公民館	引田 513-1	有	オストメイト、おむつ替えシート、温水便座、非常ボタン
4	南新町公衆トイレ	三本松 635-1	有	オストメイト、おむつ替えシート、ベビーチェア、温水便座
5	白鳥コミュニティセンター	白鳥 536-1	有	温水便座
6	福栄コミュニティセンター	与田山 409-1	有	温水便座、非常ボタン
7	水主コミュニティセンター	水主 3002-1	無	—
8	水主交流センター	水主 1143-1	無	—
9	北山コミュニティセンター	馬篠 1527-1	無	—
10	丹生コミュニティセンター	町田 96-1	有	オストメイト、おむつ替えシート、温水便座、非常ボタン
11	鈴竹コミュニティセンター	五名 361-2	無	—
12	相生コミュニティセンター	南野 103-2	有	温水便座、非常ボタン
13	三本松コミュニティセンター	三本松 862-2	有	オストメイト、ベビーチェア、温水便座、非常ボタン
14	引田多目的施設	引田 2083-1	有	オストメイト、温水便座、非常ボタン
15	人権センター大内交流館	横内 8 4-2	有	ベビーシート、暖房便座、非常ボタン
16	大内保健センター	三本松 1296-36	無	—
17	白鳥斎苑	西山 192-14	有	温水便座
18	大内斎苑	町田 287-1	有	ベビーチェア、温水便座
19	馬篠漁港公衆便所	馬篠 1544-7	有	非常ボタン
20	五名活性化センター	五名 1400	有	ベビーチェア、非常ボタン
21	潮越海岸公衆トイレ	松原 1392-2	有	非常ボタン
22	松西海岸公衆トイレ	松原 170-15 地先	有	非常ボタン、おむつ替えシート
23	馬篠休憩所	馬篠 11-4 地先	有	—
24	大内ダム公園	水主 2046 地先	有	—
25	大内公民館	三本松 1296-36	有	オストメイト、ベビーキープ、温水便座、非常ボタン
26	誉水公民館	中筋 470	有	洋 1、温水便座
27	交流プラザ	湊 1806-2	有	洋 2、多目的シート、ベビーキープ、電動ペーパーホルダー、オストメイト、チェンジングボード、非常ボタン
28	歴史民俗資料館	引田 1000-4	有	洋 1、おむつ替えシート、非常ボタン



29	とらまる人形劇ミュージアム	西村 1155	有	洋1、おむつ替えシート、非常ボタン、ベビーキープ
30	ミニチュア児遊館	西村 1155	無	
31	とらまるてぶくろ体育館	西村 1155	有	洋1、非常ボタン
32	とらまる公園キャンプ場	西村 1155	有	洋1
33	とらまる公園北側屋外トイレ	西村 1155	有	洋式1、その他子ども用トイレ洋式1
34	白鳥中央公園体育館	帰来 1101	有	洋1
35	引田飛翔体育館	引田 1030	有	洋1、非常ボタン
36	引田運動広場(北側)	引田 922-5	有	洋1、非常ボタン
37	引田パークゴルフ場	引田 971-2	有	洋1、温水便座
38	ひとの駅さんぼんまつ	三本松 1172-1	有	子どもトイレ、オストメイト、おむつ替えシート、ベビーチェア、フィッティングボード、温水便座、非常ボタン

## 障害福祉サービス事業所

※令和2年4月現在の東かがわ市内の事業所です。(短期入所、障がい児通所、日中活動系・施設入所サービスはさぬき市の事業所も含んでいます。)

### ○指定障害福祉サービス 訪問系サービス事業所

事業所名	郵便番号 住所	TEL	提供サービス		
			居宅介護	重度訪問介護	同行援護
訪問看護支援所 さくら	769-2516 東かがわ市土居 126 番地	0879-49-0797	○	○	
すばる訪問介護	769-2520 東かがわ市馬篠 333 番地 14	0879-25-3271	○		
ずいしょう指定訪問介護事業所	769-2705 東かがわ市白鳥 2984 番地	0879-25-0674	○	○	
元気クラブ	769-2705 東かがわ市白鳥 1681 番地 5	0879-25-0202	○	○	○

### ○指定障害福祉サービス 障がい児通所事業所

事業所名	郵便番号 住所	TEL	提供サービス		
			児童発達支援	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス
児童発達支援センター あすなろ	769-2702 東かがわ市松原 1387 番地	0879-25-1188	○		○
子ども子育て発達支援施設 こどもの城	769-2513 東かがわ市大谷 800 番地 8	0879-25-3503			○
児童デイサービス ほーぷ	769-2104 さぬき市鴨部 6125 番地 1	087-895-3848			○
のぞみ児童デイサービス事業所	769-2302 さぬき市長尾西 1162 番地 1	0879-23-6684	○		○

放課後等デイサービス ゆめりんご	769-2301 さぬき市長尾東 1018 番地 1	0879-49-2233			○
---------------------	-------------------------------	--------------	--	--	---

○指定障害福祉サービス 日中活動系・施設入所サービス事業所

事業所名	郵便番号 住所	TEL	提供サービス				
			短期入所	生活介護	就労移行	就労継続B型	施設入所支援
白鳥園 短期入所	769-2702 東かがわ市松原 1387 番地	0879-25-1188	○				
白鳥園わこう 短期入所	769-2702 東かがわ市松原 1387 番地	0879-25-1188	○				
丹生の里	769-2516 東かがわ市土居 139 番地 6	0879-49-0797	○				
短期入所 なごみハウス	769-2705 東かがわ市白鳥 1223 番地 3	0879-49-2251	○				
さつき園	769-2601 東かがわ市三本松 1295 番地 34	0879-24-0959				○	
なごみ工房	769-2705 東かがわ市白鳥 1192 番地	0879-26-0125		○		○	
白鳥園わこう	769-2702 東かがわ市松原 1387 番地	0879-25-1188		○			○
東香川障害者自立支援センター	769-2516 東かがわ市土居 139 番地 6	0879-49-0797		○		○	
ワークセンターはくちょう	769-2901 東かがわ市引田 991 番地	0879-33-7008			○	○	

○指定障害福祉サービス グループホーム(共同生活援助)

事業所名	共同生活住居名	郵便番号 住所	TEL
グループホーム白鳥	白鳥の家	769-2702 東かがわ市松原 1534 番地 15	0879-25-1188
	第2白鳥の家	769-2702 東かがわ市松原 1690 番地 7	
	白鳥ホーム	769-2702 東かがわ市松原 1331 番地 1	
	白鳥ホーム2	769-2702 東かがわ市松原 1331 番地 1	
グループホーム実	グループホーム実	769-2520 東かがわ市土居 101 番地 1	0879-49-0797
福栄なごみの家	福栄なごみの家	769-2712 東かがわ市西山 851 番地 1	0879-29-4828
	なごみハウス	769-2705 東かがわ市白鳥 1223 番地 3	0879-49-2251

○児童福祉施設(障がい児関係)

名称	郵便番号 住所	TEL	FAX
白鳥園	769-2702 東かがわ市松原 1400 番地 1	0879-25-1188	0879-25-1189

○障害児等療育支援事業

名称	郵便番号 住所	運営主体	TEL	FAX
白鳥園	769-2702 東かがわ市松原 1400 番地 1	(福) 恵愛福祉事業団	0879-25-1188	0879-25-1189

○障害者就業・生活支援センター

名称	郵便番号 住所	運営主体	TEL	FAX
障害者就業・生活支援センター 共生	769-2702 東かがわ市松原 1331 番地 5	(福) 恵愛福祉事業団	0879-24-3701	0879-24-3702

○相談支援事業所

事業所名	郵便番号 住所	TEL	提供サービス		
			一般	特定	児童
相談支援センター 白鳥	769-2702 東かがわ市松原 1387 番地	0879-25-1188	○	○	○
障害者生活支援センター ましみず	769-2321 さぬき市寒川町石田東甲 761 番地 9	0879-43-1104	○	○	○
生活支援センター のぞみ	769-2302 さぬき市長尾名 104 番地 4	0879-52-1351	○	○	○
相談支援事業所 なごみ	769-2705 東かがわ市白鳥 1192 番地	0879-26-0125	○	○	○
東香川障害者自立支援センター 相談所	769-2516 東かがわ市土居 139 番地 5	0879-49-0797		○	○